

社会福祉法人郡山福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人郡山福祉会の評議員及び役員(以下「役員等」という。)の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程で、所定週2日以上勤務に該当する勤務を常勤といい、所定週2日以上勤務に該当しない勤務を非常勤という。

2 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

3 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

4 所定週2日以上勤務に該当しない役員等を対象に第4条以下の各条を適用するものとする。

(常勤役員の勤務報酬)

第3条 所定週平均2日以上業務に当たる役員(以下「常勤役員」という。)に対しては、別表2により20日を超えない範囲で報酬を支払うことができる。ただし、勤務時間が4時間以下の場合の報酬額は2分の1(半額)とする。

2 当該報酬以外に理事会、監事監査、評議員会等に係る支出及び実費弁償費並びに出張に係る報酬の支出は、これを行わないものとする。

(理事会及び評議員会の出席報酬)

第4条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により日額の報酬を支払うことができる。ただし、拘束時間が4時間以下の場合の報酬額は2分の1(半額)とする。また、同日に併せて法人の業務を行った場合であっても、第5条の報酬はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により日額の報酬を支払うことができる。ただし、拘束時間が4時間以下の場合の報酬額は2分の1(半額)とする。なお、役員等に対しては、同日に開催された会議又は委員会等の出席に係る報酬はこれを支払わないものとする。また、同日に併せて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

(役員及び評議員の勤務報酬)

第5条 理事長等が理事会及び評議員会出席以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により日額の報酬を支払うことができる。ただし、拘束時間が4時間以下の場合の報酬額は2分の1(半額)とする。

2 理事が理事会出席以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。ただし、拘束時間が4時間以下の場合の報酬額は2分の1(半額)とする。

3 評議員が評議員会出席以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により日額の報酬を支払うことができる。ただし、拘束時間が4時間以下の場合の報酬額は2分の1(半額)とする。

(監事の報酬)

第6条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により日額の報酬を支払うことができる。ただし、拘束時間が4時間以下の場合の報酬額は2分の1(半額)とする。なお、同日に併せて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会出席以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により日額の報酬を支払うことができる。ただし、拘束時間が4時間以下の場合の報酬額は2分の1(半額)とする。なお、同日に開催された会議又は委員会等の出席に係る報酬はこれを支払わないものとする。また、同日に併せて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

(理事及び施設職員兼務の報酬)

第7条 理事及び施設職員を兼務している者には、役員等報酬は支給しないものとする。

(制定及び改正)

第8条 この規程は、評議員会において制定し、改正する場合も評議員会の決議を経なければならない。

附 則

1. この規程は、平成29年6月3日から施行する。

2. この規程は、非常勤役員報酬規程を役員報酬規程に改正し、令和元年6月8日から施行する。

別表1 役員等報酬（日額）

名 称	報 酬 額	備 考
理事会出席報酬等	2万円	
評議員会出席報酬等	2万円	

別表2 役員等報酬（日額）

名 称	報 酬 額	備 考
理事長等業務報酬等	2万円	
理事及び評議員業務報酬等	2万円	
監事監査業務報酬等	2万円	